

社会福祉法人パースの森

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人パースの森（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）に対する報酬並びに費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職功労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員には、理事会出席等必要に応じ報酬を支払う。但し、当法人の職員を兼ねることが出来る業務執行理事及び施設長は職員給与が支給されている役員に対して報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員等には、賞与及び退職金を支給しないこととする。
- 4 常勤役員に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期を満了し、又は辞任、死亡により、退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の常勤役員に対する報酬額等及び非常勤役員に対する報酬額等に対して、各年度の総額が10,000千円の範囲を超えないように支給する。

- (1) 常勤の理事に対する報酬の額は別表1(1)に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1(1)に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表1(2)に定める額とする。
- (4) 監事に対する報酬の額は別表1(3)に定める額とする。
- (5) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表1(4)に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、理事長が別に定める日に支給する。ただし、休日に当たるときは、その翌日に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接本人に支給する。

2 役員等が報酬につき本人の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、2022年7月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事

名 称	報酬額	実費弁償費
常 勤 役 員 (年額)	10, 000, 000 円範囲	な し
非 常 勤 役 員 (日額)	12, 500 円	な し
理事会等会議出席報酬 (日額)	12, 500 円	な し
理事会 (決議の省略の場合)	12, 500 円	な し

(2) 評議員

名 称	報酬額	実費弁償額
評議員会等会議出席報酬 (日額)	12, 500 円	な し
評議員 業 務 報 酬 (日額)	12, 500 円	な し
評議員会 (決議の省略の場合)	12, 500 円	な し

(3) 監事

名 称	報酬額	実費弁償額
理事会等会議出席報酬 (日額)	12, 500 円	な し
監事監査等監事業務報酬 (日額)	12, 500 円	な し
決議の省略の場合	12, 500 円	な し

(4) 評議員選任・解任委員

名 称	報酬額	実費弁償額
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬 (日額)	12, 500 円	な し